

徳島大学大学院創成科学研究科創成科学専攻ティーチング・アシスタント実施要項

令和4年4月1日

大学院創成科学研究科創成科学専攻長制定

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人徳島大学有期雇用職員の人事・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則第36条第2項に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科創成科学専攻（以下「本専攻」という。）におけるティーチング・アシスタント（以下「T・A」という。）の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 T・Aは、優秀な大学院の学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により、大学院学生の処遇の改善に資するとともに大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図ることを目的とする。

(名称・身分)

第3 名称はT・Aとし、常時勤務する職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する有期雇用職員とする。

(職務内容)

第4 T・Aは、指導教員（主任教授を含む。以下同じ。）の了解の下、授業担当教員の指示を受けて、総合科学部、理工学部、生物資源産業学部又は創成科学研究科博士前期課程学生に対し、開設授業科目の授業における実験、実習、演習等の学習指導補助業務を行う。

(採用等)

第5 T・Aの採用等は次によるものとする。

- (1) 対象は、本専攻の優秀な学生とする。
- (2) 選考は、原則として公募によるものとし、別に定める基準により行うものとする。

(労働時間及び給与)

第6 T・Aの労働時間及び給与は次によるものとする。

- (1) 1人当たりの労働時間は、当該学生の授業・研究に支障のない範囲内とする。なお、勤務状況等の報告のため、勤務時間報告書に必要事項を記入し、月1回月末に常三島事務部各事務課学務係に提出するものとする。
- (2) 1時間当たりの給与は、ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの時間給に関する要項第3条に基づき支給する。

附 則

- 1 この要項は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 工学部が存続する間、第4中「理工学部」には工学部を含むものとする。
- 3 総合科学教育部博士前期課程が存続する間、第4中「創成科学研究科博士前期課程」には総合科学教育部博士前期課程を含むものとする。
- 4 先端技術科学教育部博士前期課程が存続する間、第4中「創成科学研究科博士前期課程」

には先端技術科学教育部博士前期課程を含むものとする。